

大山隠岐国立公園
(大山蒜山地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第5次点検]

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	2
1	変更理由	2
2	変更する公園区域	3
第2	公園計画の変更	7
1	変更理由	7
2	規制計画	8
	(1) 保護規制計画及び関連事項	8
	ア 特別地域	8
	(ア) 第1種特別地域	9
	(イ) 第2種特別地域	11
	イ 面積内訳	13
3	事業計画	17
	(1) 施設計画	17
	ア 利用施設計画	17
	(ア) 単独施設	17
	(イ) 道路	18
	a 自転車道	18
	b 歩道	19

第1 公園区域の変更

1 変更理由

大山隠岐国立公園は、我が国を代表する火山景観として大山の一角が昭和11年2月に大山国立公園として指定され、その後、昭和38年4月に大山と同様の火山形態である三瓶山及び蒜山の区域と、大山から眺望することができ、一体性を有する隠岐島及び島根半島の海岸景観を有する区域を拡張したことに伴い、名称を大山隠岐国立公園に変更した。

大山蒜山地域の公園計画等については、昭和50年9月に全般的な見直し（再検討）が行われた。その後、昭和57年8月、平成2年3月及び平成9年9月にそれぞれ点検が行われ、平成14年3月には大山及び蒜山に隣接してブナ林等の優れた景観要素を有する毛無山及び宝仏山一角を編入することを内容とする一部変更、さらに平成21年10月に点検が行われている。

大山蒜山地域は、トロイデ型と呼ばれる鐘状火山の景観を中心に、その山塊と裾野に広がる森林等に希少な動植物が見られ、大山は山頂部付近のダイセンキャラボク林や裾野に広がるブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林に覆われ、森林性の鳥類が多く生息している。蒜山の裾野には特徴的な草地景観が広がり、毛無山周辺にはウスイロヒョウモンモドキ等の希少な動植物も見られる。

今回は、平成21年10月の点検以降の自然的・社会的な条件の変化に対応し、本地域の適正な保護と利用を図るため、公園区域の変更（点検）を行うものである。具体的には、大山、船上山とともに伯耆三嶺と称される三徳山の調査や分析等を行った結果において、大山や蒜山等と同様の火山による地形的特徴を有し、ウラジロガシ等の照葉樹から冷温帯のブナ等の落葉広葉樹まで自然林が連続して垂直的に分布しており、このような自然林の分布は中国地方では希少性が高いことが判明し、さらには、山麓部の照葉樹林の下部側には、ケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の自然林が広がっている。

このことに加え、地域が一体となって三徳山周辺地域において一斉清掃や植栽による緑化活動に取り組んでおり、国立公園への編入要望も寄せられるなど社会的条件にも変化が生じている。

また、それらを背景とした信仰の場としても、大山隠岐国立公園の景観的特色との共通性が高いことから、これらの風致を適切に保全するとともに、近年の利用状況の変化を踏まえた適正な利用を図るために大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）に編入するものである。

2 変更する公園区域

大山隠岐国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表1：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)								
1	拡張	鳥取県東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 507 林班の 全部及び 506 林班の一部 鳥取県東伯郡三朝町 大字三徳の一部	<p>三徳山は古くから大山、船上山とともに伯耆三嶺と称され、これらを中心とした修験道の場として信仰の対象となってきた。その山体は花崗岩を基盤とし、その上に凝灰角礫岩が被い、さらにこれらの層の最下部からマグマが突き破ってその最上部に噴出した安山岩類がトロイデ状の山を形成するという地形的特徴を有する。</p> <p>また、三徳山（標高約 900m）の北斜面は、標高約 250m のウラジロガシ等の照葉樹林から上部のブナ林まで、自然林が連続して垂直的に分布している。中国地方では、照葉樹のまとまった自然林がほとんど消失している中、三徳山には比較的まとまって残されており、しかもブナ林で代表される冷温帯の落葉広葉樹の自然林と連続してまとまって垂直的に分布している箇所は他になく、当該地方では希少性が高い。</p> <p>このように、三徳山が大山や蒜山等と同様の火山による地形的特徴を有すること、また、その山塊に資質の高い植生を有すること等大山隠岐国立公園の景観的特色と関連性や共通性が高いことから、地形、特徴的な自然林とそれらを背景に信仰の場とされてきた当該地域の風致を適切に保全するとともに近年の利用状況の変化を踏まえた適正な利用を図るため、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）に編入するものである。</p>	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>225</td> </tr> </table>	国	300	公	71	私	4		225
国	300											
公	71											
私	4											
	225											

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更部分 面積計	300 〔 国 71 〕 公 4 私 225
			変更前 公園面積	22,017 〔 国 9,420 〕 公 5,070 私 7,527
			変更後 公園面積	22,317 〔 国 9,491 〕 公 5,074 私 7,752

第2 公園計画の変更

1 変更理由

大山隠岐国立公園は、我が国を代表する火山景観として大山の一角が昭和11年2月に大山国立公園として指定され、その後、昭和38年4月に大山と同様の火山形態である三瓶山及び蒜山の区域と、大山から眺望することができ、一体性を有する隠岐島及び島根半島の海岸景観を有する区域を拡張したことに伴い、名称を大山隠岐国立公園に変更した。

大山蒜山地域の公園計画等については、昭和50年9月に全般的な見直し（再検討）が行われた。その後、昭和57年8月、平成2年3月及び平成9年9月にそれぞれ点検が行われ、平成14年3月には大山及び蒜山に隣接してブナ林等の優れた景観要素を有する毛無山及び宝仏山一帯を編入することを内容とする一部変更、さらに平成21年10月に点検が行われている。

大山蒜山地域は、トロイデ型と呼ばれる鐘状火山の景観を中心に、その山塊と裾野に広がる森林等に希少な動植物が見られ、大山は山頂部付近のダイセンキャラボク林や裾野に広がるブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林に覆われ、森林性の鳥類が多く生息している。蒜山の裾野には特徴的な草地景観が広がり、毛無山周辺にはウスイロヒョウモンモドキ等の希少な動植物も見られる。

今回は、平成21年10月の点検以降の自然的・社会的な条件の変化に対応し、本地域の適正な保護と利用を図るため、公園区域の変更（点検）を行うものである。具体的には、大山、船上山とともに伯耆三嶺と称される三徳山の調査や分析等を行った結果において、大山や蒜山等と同様の火山による地形的特徴を有し、ウラジロガシ等の照葉樹から冷温帯のブナ等の落葉広葉樹まで自然林が連続して垂直的に分布しており、このような自然林の分布は中国地方では希少性が高いことが判明し、さらには、山麓部の照葉樹林の下部側には、ケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の自然林等が広がっている。

このことに加え、地域が一体となって三徳山周辺地域において一斉清掃や植栽による緑化活動に取り組んでおり、国立公園への編入要望も寄せられるなど社会的条件にも変化が生じている。

また、それらを背景とした信仰の場としても、大山隠岐国立公園の景観的特色との共通性が高いことから、これらの風致を適切に保全し、当該地域の近年の利用状況の変化を踏まえた適正な利用を図る必要があるため、規制計画及び施設計画を定め、既存の公園区域における施設計画についても利用実態等を踏まえて削除や変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
鳥取県	東伯郡三朝町内			
	国有林鳥取森林管理署 507 林班の全部、	300		0
	506 林班の一部	国 71	国	0
	東伯郡三朝町	公 4	公	0
	大字三徳の一部	私 225	私	0
			変更部分面積合計	300 国 71 公 4 私 225
			変更前特別地域面積	16,283 国 7,881 公 4,298 私 4,104
			変更後特別地域面積	16,583 国 7,952 公 4,302 私 4,329

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	三徳山北部	鳥取県東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署507林班の一部 鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部	三徳山(標高約900m)の西側に延びる稜線(標高約800m)の北側斜面に位置し、山麓部のウラジロガシ等の照葉樹林と標高400m前後から山上部の稜線にかけてブナで代表される冷温帯の落葉広葉樹の自然林が連続してまとまって垂直的に分布し、さらに山麓部の照葉樹林の下部側にはケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の自然林等が広がっている。また、国宝投入堂などの宗教施設群がある信仰の場となっているなど極めて良好な風致が維持されており、その風致を維持するとともに、優れた文化的景観と一体となった自然環境の適切な利用を図るため第1種特別地域とする。	137 国 43 公 1 私 93
変更部分面積計						137 国 43 公 1 私 93
変更前 第1種特別地域面積						4,195 国 3,501 公 284 私 410

変更後 第1種特別地域面積	4,332
	国 3,544
	公 285
	私 503

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	拡張	特別地域の拡張	三徳山北部	鳥取県東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 506 林班及び 507 林班の各一部 鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部	三徳山（標高約 900m）の東西に延びる稜線の北側で第1種特別地域に隣接し、山麓部のウラジロガシ等の照葉樹林と標高 400m前後から山上部の稜線にかけてブナで代表される冷温帯の落葉広葉樹の自然林が連続して分布し、さらに山麓部の照葉樹林の下部側にはケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の自然林が広がっている。照葉樹林から落葉広葉樹の自然林が連続して分布し、第1種特別地域の自然林と一体となって良好な風致が維持されており、その風致を維持するとともに、優れた文化的景観と一体となった自然環境の適切な利用を図るため第2種特別地域とする。	163 国 28 公 3 私 132
変更部分面積計						163 国 28 公 3 私 132
変更前 第2種特別地域面積						5,452 国 1,329 公 2,387 私 1,736

変更後 第2種特別地域面積	5,615
	国 1,357
	公 2,390
	私 1,868

イ 面積内訳

(表5：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区 ※	普通地 域(海 域)※	合計 (海域) ※
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域											
地種区分	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
鳥取県	1,052	133	57	2,885	256	503	928	289	1,647	1,809	942	1,171	487	448	3,176	7,161	2,068	6,554			
土地所有別面積				3,644 (16.3)			2,864 (12.8)			3,922 (17.6)											
地種区分別面積 (比率)																					
地域地区別面積 (比率)	1,242 (5.6)									10,430 (46.7)											
地域別面積 (比率)										11,672 (52.3)			4,111 (18.4)			15,783 (70.7)					
岡山県	0	191	71	659	29	0	429	2,101	221	1,242	685	787	0	0	119	2,330	3,006	1,198			
土地所有別面積				688 (3.1)			2,751 (12.3)			2,714 (12.2)											
地種区分別面積 (比率)																					
地域地区別面積 (比率)	262 (1.2)									6,153 (27.6)											
地域別面積 (比率)										6,415 (28.7)			119 (0.5)			6,534 (29.3)					
大山蒜山地域 合計	1,052	324	128	3,544	285	503	1,357	2,390	1,868	3,051	1,627	1,958	487	448	3,295	9,491	5,074	7,752			
土地所有別面積				4,332 (19.4)			5,615 (25.2)			6,636 (29.7)											
地種区分別面積 (比率)																					
地域地区別面積 (比率)	1,504 (6.7)									16,583 (74.3)											
地域別面積 (比率)										18,087 (81.0)			4,230 (19.0)			22,317 (100.0)					
隠岐島等地域 合計	146	30	554	149	88	348	66	903	4,430	364	565	5,340	0	2	51	725	1,588	10,723			
土地所有別面積				585 (4.5)			5,399 (41.4)			6,269 (48.1)											
地種区分別面積 (比率)																					
地域地区別面積 (比率)	730 (5.6)									12,253 (94.0)											
地域別面積 (比率)										12,983 (99.6)			53 (0.4)			13,036 (100.0)					
合計	1,198	354	682	3,693	373	851	1,423	3,293	6,298	3,415	2,192	7,298	487	450	3,346	10,215	6,662	18,477			
土地所有別面積				4,917 (13.9)			11,014 (31.2)			12,905 (36.5)											
地種区分別面積 (比率)																					
地域地区別面積 (比率)	2,234 (6.3)									28,836 (81.6)											
地域別面積 (比率)										31,070 (87.9)			4,283 (12.1)			35,353 (100.0)					
合計(陸域・海域)																	57.5 (0.2)	34,000 (99.8)	34,057.5 (100.0)		

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、大山隠岐国立公園全体の数値を示している。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表7：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
74	園地	鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）	三徳山の探勝等のための園地として整備する。
75	休憩所	鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）	三徳山の探勝等のための休憩所として整備する。

次の単独施設を削除する。

(表8：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
43	園地	岡山県真庭市（奥苗代）	昭和50年9月13日	公園利用上の必要性が乏しく、今後とも整備の見込みがないため削除する。
45	園地	岡山県真庭市（苗代谷）	昭和50年9月13日	公園利用上の必要性が乏しく、今後とも整備の見込みがないため削除する。
47	スキー場	岡山県真庭市（郷原）	昭和50年9月13日	公園利用上の必要性が乏しく、今後とも整備の見込みがないため削除する。
51	野営場	岡山県真庭市（犬狹峠）	昭和57年8月31日	公園利用上の必要性が乏しく、今後とも整備の見込みがないため削除する。

(イ) 道路

a 自転車道

次の自転車道を削除する。

(表9：道路(自転車道)表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
1	蒜山高原線	起点－岡山県真庭市(蒜山国民休暇村・国立公園境界) 終点－岡山県真庭市(蒜山国民休暇村・国立公園境界) 起点－岡山県真庭市(苗代・国立公園境界) 終点－岡山県真庭市(内海岬・国立公園境界) 起点－岡山県真庭市(三平山・国立公園境界) 終点－岡山県真庭市(三平山・国立公園境界) 起点－岡山県真庭市(郷原・国立公園境界) 終点－岡山県真庭市(郷原・国立公園境界)	蒜山国民休暇 村 三平山 郷原	平成2年3月8 日	公園利用上の必要 性が乏しく、今後とも 整備の見込みがない ため削除する。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 10：道路（歩道）追加表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
35	三徳山登山線	起点－鳥取県三朝町（三徳・国立公園境界） 終点－鳥取県三朝町（三徳山）		三徳山山頂への到達歩道とし、三徳山地域の景観、自然環境、文化を採勝するための歩道として整備する。

次の歩道を削除する。

(表 11：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	位置又は区間	主要 経過地	告示年月日	理由
23	三木ヶ原鬼女台線	起点－岡山県真庭市（上福田・歩道分岐点） 終点－鳥取県日野郡江府町（鬼女台・歩道合流点）		昭和 57 年 8 月 31 日	公園利用上の必要性が乏しく、今後とも整備の見込みがないため削除する。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 12 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
4	川床三鈷峰線	起点—鳥取県西伯郡大山町 (川床・歩道分岐点) 終点—鳥取県西伯郡大山町 (下宝珠越・歩道合流点)		昭和 57 年 8 月 31 日	4	川床宝珠山線	起点—鳥取県西伯郡大山町 (川床・歩道分岐点) 終点—鳥取県西伯郡大山町 (下宝珠越)		宝珠山への登山道として整備する。	川床から宝珠山への歩道として利用されているため、終点位置を変更 (公園計画、終点の下宝珠越としていた箇所は実際には上宝珠越であったため、本来の下宝珠越の位置に修正するもの。) し、それに伴い名称を変更するもの。
6	大山寺三鈷峰線	起点—鳥取県西伯郡大山町 (大山寺) 終点—鳥取県西伯郡大山町 (象ヶ鼻・歩道合流点)	大 神 山 社 社 元 谷	昭和 57 年 8 月 31 日	6	大山寺三鈷峰線	起点—鳥取県西伯郡大山町 (下宝珠越・歩道分岐点) 終点—鳥取県西伯郡大山町 (象ヶ鼻・歩道合流点) 終点—鳥取県西伯郡大山町 (元谷・歩道合流点)		上宝珠越を経由し、象ヶ鼻方面及び元谷に至る登山道として整備する。	下宝珠越から三鈷峰象ヶ鼻への区間が歩道として利用されている。また、下山ルートとしては起点へ戻るルートとは別に、砂すべりを通過し元谷へと通ずる区間が歩道として利用されているため、下宝珠越の経由ルートの追加及び起点・終点位置を変更するもの。
9	行者谷線	起点—鳥取県西伯郡大山町 (元谷・歩道分岐点) 終点—鳥取県西伯郡大山町 (大山六合目・歩道合流点)		昭和 50 年 9 月 13 日	9	行者谷線	起点—鳥取県西伯郡大山町 (大神山神社) 終点—鳥取県西伯郡大山町 (大山六合目・歩道合流点)	大 神 山 社 社 元 谷	大山六合目への登山道として整備する。	大神山神社から大山夏山登山道の合流点となる六合目までの区間が歩道として利用されているため、起点位置を変更するもの。

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
10	三鈷峰船上山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道分岐点） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原） 終点－鳥取県西伯郡琴浦町（西坂登山口）	大休峠、矢筈ヶ山、甲ヶ山、勝田ヶ山、船上山	昭和50年9月13日	10	三鈷峰船上山線	起点－鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道分岐点） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（茶園原） 終点－鳥取県東伯郡琴浦町（西坂登山口）	大休峠、矢筈ヶ山、甲ヶ山、勝田ヶ山、船上山	茶園原、西坂登山口への縦走登山道として整備する。	公園計画上起点としていた象ヶ鼻・歩道合流点の位置に誤りがあったため、これを修正するとともに、上宝珠越から象ヶ鼻・歩道合流点の区間を大山寺三鈷峰線道路（歩道）に振替えるもの。